

「奈良県植栽による景観向上推進事業費補助金交付要綱」に係るQ & A

(令和元年11月26日改定)

Q 1. 補助対象となる「植栽景観の向上に資する事業」とはどういったものか。

A. 「奈良県植栽計画」エリアの整備方針図に記載された整備内容のうち〔短期〕、〔長期〕のもので、維持管理行為（※Q 2 参照）を除いた事業を対象とします。

【対象事業の例】

- ・ 景観阻害要因の排除（荒廃した竹林伐採、視線を逸らす植栽など）
- ・ 玄関口や移動空間の魅力向上（彩り植栽や花壇等の充実、シンボルツリーなど）
- ・ 眺望景観の向上（視点場の環境整備、ベンチ等の施設整備や彩り植栽、支障木伐採、剪定等、視対象の魅力向上のための彩り植栽など）
- ・ 観光充実のための工夫（来訪者の誘導を行う鉢植えの配置など）

ただし、当該補助金は新たな取り組み等を支援するためのものですので、整備内容一件につき単年度一回限りの補助となります。また、一件の整備内容の中に事業が複数ありそれぞれ実施年度が異なる場合、いずれか単年度分のみを補助対象とします。

【例】

「支障木伐採」と「彩り植栽」の二事業を一件の整備内容としており、前者を令和二年度、後者を令和三年度に実施する場合、どちらか一方のみを補助対象とします。同年度内で両事業を実施する場合は、どちらも補助対象とします。

Q 2. 補助対象とならない事業とはどういったものか。

A. 整備方針図において〔管理〕の整備内容は補助対象となりません。また、〔短期〕、〔長期〕の整備内容であっても、維持管理行為としての除草、草刈、間伐、剪定、清掃、間引き、施肥、土壌改良、その他知事が維持管理行為とみなす行為は補助対象となりません。

Q 3. 整備方針図への整備内容記載前に整備実績のある箇所での事業は補助対象となるか。

A. 整備内容記載前に整備実績があっても、「奈良県植栽計画」として新たな取り組みとみなせるものは補助対象となります。但し、補助対象となるのは整備内容記載以降の事業のみです。整備内容記載以前の事業について遡及して補助対象とすることはできません。

例 1：市町村の五ヶ年計画の事業の三年目で「奈良県植栽計画」に位置付け、整備方針図に整備内容を記載する場合。

→整備内容記載以降の事業については、「奈良県植栽計画」としての新たな取り組みとみなし、補助対象となります。

例 2：地元団体が民有地で植栽活動をしていたが、市町村が当該活動を「奈良県植栽計画」に位置付け、整備方針図に整備内容を記載し、地元団体に対して補助を行う場合。

→整備内容記載以降の活動については、「奈良県植栽計画」としての新たな取り組みとみなし、補助対象となります。整備内容記載以前の地元団体への補助の有無は問いません。

Q 4. 整備内容に基づいて植栽する場合、植物の種類について規定はあるか。

A. 植栽景観の向上につながるものであれば、植物の種類は問いません。但し、一定期間は適正な維持管理に努めていただき、写真等で管理状況を報告していただく必要があります。適正な維持管理がなされなくなった（放置されているなど）場合は、要綱第12条、第13条の規定により補助金の返還を求めることもあります。

Q 5. 限度額はあるか。

A. 限度額は設定しませんが、要望の結果を踏まえて、予算の範囲内で配分します。

Q 6. 「奈良県植栽計画」のエリアに入っていない場合は活用できないのか。

A. 「奈良県植栽計画」エリアでない地域での事業は対象外になります。また、補助を受けるためには、交付申請時にそれぞれのエリアの整備方針図に整備内容として記載されている必要があります。ただし、エリア及び整備方針図における整備内容については随時追加や拡大を行っていますので、環境政策課までご相談ください。エリア及び整備方針図における整備内容の追加等を行ったうえで、補助金を活用できる可能性があります。

Q 7. 他事業で補助金を受けている事業の残額分について補助は可能か。

A. 他事業で補助を受ける事業は対象外です。ただし、他事業の補助がインフラ整備等のみであり、植栽整備は含まれていない場合（別途行われる単独事業として植栽整備を行う場合）等は、植栽整備のみを対象とすることが可能と考えています。

Q 8. 補助対象となる「その他知事が認める経費」とはどのようなものか。

A. 整備内容に係る設計費や測量費、調査費等が該当します。

Q 9. 今後の拘束条件はあるか。

A. この補助金を活用して整備された箇所については、整備後その目的を果たすよう適正に維持管理していただくこととなります。その際、整備箇所の写真を整備前の写真と同じアングルで毎年撮影し、提供してください。なお、一定期間を経ずして適正な維持管理がなされなくなった（放置されているなど）場合は、要綱第12条、第13条の規定により補助金の返還を求めることもあります。